

西行自歌合全釈

武田元治著

武田元治

西行自歌全集
江蘇業學院圖書館章

風間書房

著者略歴

武田元治（たけだ もとはる）

一九三三年、神戸市に生まれた。

東京大学文学部国文学科卒業。

大妻女子大学名誉教授、解釈学会会長。

著書に『中世歌論をめぐる研究』（桜楓社）、

『定家十体の研究』（明治書院）、

『「幽玄」——用例の注釈と考察』（風間書房）など。

西行自歌合全釈

一九九九年二月三〇日 初版第一刷発行

著者 武田元治

発行者 風間務

発行所 株式会社 風間書房

101-0051 東京都千代田区神田神保町一―三

電話 〇三―三二九―一五七二九

FAX 〇三―三二九―一五七五七

振替 〇〇―一〇―五―一八五三

印刷 峯広業印刷

製本 高地製本所

西行の自歌合

文治三年（一一八七年）、七十歳の西行は、二度目の奥州への旅から帰った後、伊勢神宮に奉納する三十六番の自歌合二種について、それぞれの判を藤原俊成と藤原定家とに依頼した。この二つの歌合は本来一具のもので、正編と続編のような関係にある。正編に当たるのが『御裳濯河歌合』で、その俊成の判は程なく完了したと見られる。続編に当たるのは『宮河歌合』と一般に呼ばれ、その定家の判は遅れて文治五年（一一八九年）に完了している。

両歌合の意義は、特に二つの点に認められると思う。一つは、西行が最晩年に自撰した歌をまとめて自歌合にした点である。純粹に文学的な自歌合として現存最古の作品であることも注目されるが、西行が長年にわたる自らの詠作の中から両歌合全体で百四十四首を選んだもので、実質的に大歌人西行の最後の自撰歌集として編まれている点に大きな意味があると思われる。

今一つは、俊成と定家がこの歌合の判をしている点である。俊成は文治三年当時七十四歳で、歌壇を代表する歌人として円熟の境地に達し、多くの歌合の判者としても聞こえていた。俊成の子の定家は判を終えた文治五年当時二十八歳であるが、すでに二十五歳の時の『二見浦百首』の歌などからも知られるように新風歌人としての大器の片鱗を見せ始めていた。この俊成と定家の判詞は、西行の歌に対するそれぞれの理解と批評を示している点で興味深いものがあると思う。

兩歌合の伝本は、久保田淳氏の『西行全集』解題によれば、『御裳濯河歌合』約五十本、『宮河歌合』約四十本が知られている。翻刻は、『群書類従』和歌部、岩波文庫『歌合集』、文明社刊『西行全集』などにも見られるが、近年の主な書物では次のようなものに収められている。

『平安朝歌合大成』八（『御裳濯河歌合』は加持井御文庫本、『宮河歌合』は桂宮旧藏牡丹花肖柏・堺宗全兩筆本を底本とする）

日本古典全書『歌合集』（寛文七年刊行板本を底本とする）

日本古典文学会刊『西行全集』（『御裳濯河歌合』は国立公文書館内閣文庫蔵本、『宮河歌合』は宮内庁書陵部藏桂宮本による）

『新編国歌大観』第五卷（中央大学図書館蔵伝飛鳥井雅綱筆本を底本とする）

凡 例

一 本書は『御裳濯河歌合』『宮河歌合』の和歌と判詞（序跋を含む）の全釈を試み、そこから両歌合のより精確な考察を目指すものである。

二 本文は『新編国歌大観』によった。そして『平安朝歌合大成』等に見える異文の主なものを注記するようにした。

三 依拠した原文に従うことを原則としたが、新たに句読点や返り点を付し、一部の漢字には（ ）に入れて読み仮名を添えるなど、私見によって手を加えたところがある。

四 一番ごとに「通釈」「注」「考察」の三項を設け、場合に依じて「参考」「備考」の項を加えた。「注」は語句の解釈に重点を置くが、本文の異同その他のことにも触れる。「参考」は判詞に見える重要評語についての視野を広げた考察を主とする。「備考」は和歌の勅撰集入集の状況を示す。

五 西行の歌に対する俊成の批評と定家の批評を、それぞれ一括して考察した小考を、全釈の後に置いた。

六 索引は「語句索引」と「和歌索引」を置いた。「語句索引」は「注」と「参考」にとり上げた主な語句の索引で、数字はその「注」「参考」の所在ページを示す。「和歌索引」は西行が両歌合に収めた和歌の索引で、数字は本文中の和歌の所在ページを示す。判詞に引用された和歌については「語句索引」の方に収めた。

目次

西行の自歌合

凡 例

『御裳濯河歌合』全釈 一

『宮河歌合』全釈 一二七

西行の歌に対する俊成の批評 二二九

——『御裳濯河歌合』の判詞について——

西行の歌に対する定家の批評 二四八

——『宮河歌合』の判詞について——

語 句 索 引 二六九

和 歌 索 引 二七四

あとがき 二七七

『御裳濯河歌合』全釈

一番

左持

山家客人

一 岩戸あけし天つみことのそのかみに桜をたれかうゑはじめけむ

右

野径亭主

二 神路山月さやかなるちかひありて天の下をばてらすなりけり

(俊成の判詞の序がここにあるのを省略、後に別に掲出)

一番のつがひ、左の歌は、春のさくらをおもふあまり、神代の事までたどり、右歌は、天の下をてらす月を見て、神路山のちかひをしれる心、ともにふかく聞ゆ。持とすべし。

【通釈】

一番

左持

山家客人

一 (大神宮の神域に桜が美しい。) 岩戸を開かれた天照^{あまてらすおみ}大神の昔に、桜をだれが植え始めたのであろうか。

右

野徑亭主

二 神路山かみじの上に月が明るく澄んでいる。大神の万民ばんみんを救おうという明らかな御誓願があつて、天下を照らされているのだ。

（俊成の判詞の序がここにあるのを省略）

一番の二首の組み合わせは、左の歌は、春の桜を愛するあまり、神代のことまで思いを及ぼし、右の歌は、広く天下を照らす月を見て、神路山の神の御誓願を悟った心が、ともに思い入れが深いものに受けとられる。持（引き分け）とすべきであろう。

【注】 ○山家客人 この歌合で西行が仮に名乗った作者名。後出の「野徑亭主」も同じ。山野に漂泊する身を意識した名であろう。○岩戸あけし天つみこと 天の岩戸を開いた天照大神。『古事記』『日本書紀』等に見える天岩屋神話による。「天の岩戸」は『古事記』には「天石屋戸」とあるが、高天原にあったという岩窟の堅固な戸。○神路山 伊勢神宮内宮の神苑の山。内宮の南方。○ちかひ 「誓願」を和語として言ったもの。「誓願」は本来は仏や菩薩が衆生を救おうと願ひ誓うことを意味するが、ここでは神仏習合の思想に基づき、天照大神（大日如來の垂跡すいじゃくと考えられた）の天下の万民を救おうとの誓願を言う。○ふかく聞ゆ 「……心、ともにふかく聞ゆ」とあるので、「ふかく」は「心ふかく」として解すべきであろう。「心深し」は、思い入れが深い意。

【考察】 一番の西行の歌は、左が花の歌、右が月の歌で、花の歌と月の歌を組み合わせる形をとっている。この形は以下十番まで続く。（十番までが花と月との春秋歌合の形をとる点について、萩谷朴氏は『平安朝歌合大成』に、「躬恒の論春秋自歌合の伝統をひくものであろうか」と言っておられる。）

この二首は、ともに『西行上人集』（『西行法師家集』）に見え、左歌（六〇五）は「みもすそ川のほとりにて」、右歌（六〇二）は「神路山にて」の詞書がある。

二首ともに伊勢神宮内宮あたりの実地に触れての作であろうが、花なり月なりの美しさに感じる心に、遠い神代に源をもつ伊勢の神への宗教的な感動が重なり、とけ合った心が、素直に詠まれていると思う。もともと現代人にとって特に左歌などは共感しにくいかと思われるが、それは現代人が西行のような神の世界への信仰心を失ったため、時代の相違によることである。ともあれ、西行が伊勢に移住したのが治承四年（一一八〇）ごろ、西行六十三歳のころとして、その後の作と見れば、西行が晩年まで初々しい、素直に感動する心をもち続けていたことが知られるように思う。

俊成の判詞では、「心、ともにふかく聞ゆ」と批評して、持と判定している。「心ふかし」と評したのは、左右の歌の心が花や月の美しさに感じるだけにとどまらず、伊勢の神への深い宗教的感動に及んでいる点を認めての評と思われる。なお、持と判定したのは、当時の判定の常識として、神にかかわる歌は負とすることを避ける考え方があったようで、その慣例によったものであろう。

【参考】○「心ふかし」について

「心ふかし」は、公任の『新撰髓脳』に秀歌の条件の一つに挙げられ、

凡そ歌は心ふかく、姿きよげに、心にをかしき所あるを、すぐれたりといふべし。

と記されている。さらに同書に、

心姿相具する事かたくは、まづ心をとるべし。つひに心ふからずは、姿をいたはるべし。

とあるのによると、「心ふかし」は詠歌で目指すべき第一のこととされたと見られる。

ただ、その後の歌合の判詞の用例では、ほぼ同様の意味で用いられたと思われる「心あり」に比べて評語に用いられることが比較的少ない状態が、基俊あたりまで続いている。基俊の用例で言えば、「心あり」は六例が見られるが、「心ふかし」の用例はない。

俊成はこの「心ふかし」を評語として復活させ、その判詞の用例では「心あり」三十二例に対して「心ふかし」五十六例とより多く用いている。そしてこの傾向が特に目立つのが、『御裳濯河歌合』以後『慈鎮和尚自歌合』に至る約十年ほどの間の俊成の判詞で、『御裳濯河歌合』の判詞では「心あり」二例に対して「心ふかし」は十二例と多く見られる。（この数は本文によって多少動くところがある。ここでは『新編国歌大観』によった。）こういう状況が生じた原因についてはなお考えるべきであるが、一つの推測として言えば、『御裳濯河歌合』で批評の対象とした西行の歌の特質に俊成が触発されて「心ふかし」を多く用いたという事情があったのではなからうか。もとより俊成の判詞でも同一の歌に対して「心あり」と評した後少し言葉を隔てて「心ふかし」と言った例（永万二年『中宮亮重家朝臣家歌合』花十三番判詞）もあるので、両者は明瞭に区別して用いられていたとは言えないが、對比すれば「心ふかし」の方が特に作者の思入れが深いことを意識して言われている可能性が大きいと思う。

【備考】一番右歌は『新古今集』（一八七八）に収められている。

○俊成の序

以下の俊成の文章は、歌合の一番左右の歌の後、一番の歌についての判詞の前に置かれていて、形式的には一番判詞の一部と見えるが、内容上は俊成が歌合の判詞を記すに当たったの序として書いたものと思われるので、別にこれをとり上げる。文章がやや長いので、(1)(2)(3)の三つの部分に分けて見ていきたい。（傍記の異文で（大成）としたのは『平安朝歌合』を（群本）としたのは『群書類従』を

略記したものである。）

- (1) とよあしはらの国のならひとして、難波津の歌は人の心をやるな^{やはらぐる}か^{（大成）}だちと成りにければ、これをよ

まざる人はなかるべし。しかはあれども、よしとはいかなるをいひ、あしとはいづれをさだむべしとは、われも人もしるところにあらざるものなり。その故は、あをによしならのみかどの御時撰びおかれたる万葉集は、世もあがり人の心もおよびがたければ、しばらくおく。それよりこのかた、紀貫之、凡河内躬恒等がえらべるところの古今集をこそは、歌のもととは仰ぐべきことなるを、同じき集のうちのうたをも、あるいは絵にかける女にたとへ、しばめる花のほひのこれるによそへ、或は商人のよきぎぬきたるといひ、田夫の花の陰にやすめるがごとしといへり。此等の心をおもふに、撰集はさまさまの歌のすがたをばわかず、そのすぢにとりてよろしきをばとりえらべるなるべし。彼時より後、四条大納言公任卿、さまざまの歌のみちをみがき、あるは十あまり五つがひの歌を合せ、あるはみそ六の歌人をたかはしめ(大成)、ちあまり六つがひの歌人をたかはしめ、九しな歌をさだめたり。此等則、多くは古今集のうちの歌を、あるをば上が上品にあげ、あるをば下が下品におけり。此等の類は疑心もむすほれぬべけれど、先達のことの葉およぶところにあらず、今の代の人は、歌のよしあしをいふにつけて、そのさかひにいらざる程をしらざるものなり(大成)。入らざる程にしらざるものなり(群本等)。

【通釈】

日本の国の習わしとして、和歌は人の心を慰める要因ともなっている以上、和歌を詠まない人はないであろう。しかしながら、よい歌とはどのような歌を言い、わるい歌とはどのような歌をそう決めるべきかという点は、自

他とも知るところではないのである。そう言う理由は、奈良の宮のみかどのみ代に撰ばれた『万葉集』は、時代も古く、人の心も現代では至りにくい高さをもつので、差し当たり問題外として、その後紀貫之、凡河内躬恒らが撰んだ『古今集』こそ、和歌の根本として尊重すべきものと思うのであるが、『古今集』の中の歌について、その序に、あるいは絵にかいた女に例え（歌の姿は整っているが真実味が乏しいと評し）たり、しぼんだ花が芳香をとどめているのになぞらえ（言葉は足りないが情味が豊かだと評し）たり、あるいは商人がよい衣裳を着ているようだ（言葉は巧みだが歌の姿が身についていない）と言ったり、農夫が花の陰に休んでいるようだ（歌の姿にひなびたところがある）と言ったりしている。こういう批評をした意味合いを考えると、撰集に当たってはさまざまな歌の姿を価値の上で区別せず、それぞれの方面に應じてよい歌を採り、撰んだものであらう。その『古今集』の撰ばれた時から後には、四条大納言公任卿が、さまざまな歌の道をきわめ、あるいは十五番の歌合を作り、あるいは三十六人の歌人の歌合を作って優劣を競わせ、また九種の等級の和歌を定めた。この『九品和歌』は、多くは『古今集』の中に見える歌について、ある歌は上の上の等級に挙げ、ある歌は下の下の等級に置いている。このような品等ではない。疑問が残るところもありそうに思われるけれども、歌道の先輩の書かれたもので、自分などのとかく言えるものである（大成）。現代の人の場合は、歌の優劣を批評するにつけて、高い境地に達しているか否かの状態を知りうるものである。（高い境地に達していないために、歌の優劣を知らないのである。（辨本等））

【注】 ○とよあしはらの国 豊かに葦の茂る原の国の意で、記紀以来、日本の国の美称。○難波津の歌 『古今集』仮名序に「難波津の歌は、みかどの御初めなり、あさか山のことは、采女のたはふれより詠みて、この二歌は、歌の父母のやうにてぞ、手習ふ人の初めにもしける」とある。その「難波津の歌」は、同序の古注によれば「難波津に咲くやこの花冬こもり今は春べと咲くやこ

の花」の歌（同序に「おほささきのみかどを、そへたてまつれる歌」として見える）を指す。しかしここでは、「難波津の」を枕詞のように用いて「歌」に添えたもの。○あをによし「奈良」にかかる枕詞。○ならのみかどの御時撰びおかれたる万葉集『万葉集』の撰ばれた「ならのみかどの御時」がいつかという点については、『古今集』の九九七番歌や、仮名序、真名序の記事を参照すると問題があり、『古今集』仮名序に言う「ならの御時」にしても、その記事によると、平城天皇の時とも、奈良に宮を置いた天皇たちの時代とも考えられる。しかし俊成の考えは『万葉集時代考』『古来風体抄』等に表示されており、『古来風体抄』には「奈良のみやこ聖武天皇の御ときぞ、橘諸兄の大臣と申人勅をうけたまはりて万葉集をば撰ぜられける」（初撰本、上）と記す。この「聖武天皇の御とき」は、『万葉集時代考』によれば、正確に言うところ「聖武天皇くらゐをおりさせ給て、孝謙天皇くらゐにおはしますころ」で、聖武天皇のころである。俊成はこう考えるについて『荣花物語』（巻一）の記事を参照しているかと思われる。『万葉集時代考』は『統群書類従』巻四五〇に翻刻されている）○絵にかける女にたとへ以下『古今集』仮名序の六歌仙評から四人の歌風に対する評語を示す形で述べている。ここは「僧正遍昭は、歌のさまは得たれども、まこと少なし。たとへば絵にかける女を見て、いたづらに心を動かすがごとし」を示している。○しほめる花のにほひのこれるによそへ『古今集』仮名序の「在原業平は、その心余りて、言葉たらず、しほめる花の色なくて、にほひ残れるがごとし」を示している。○商人のよききぬきたるといひ『古今集』仮名序の「文屋康秀は、言葉は巧みにて、そのさま身におはず、いはば商人のよき衣着たらむがごとし」を示している。○田夫の花の陰にやすめるがごとし『古今集』仮名序の「大伴黒主は、そのさまいやし。いはば薪負へる山人の花の陰に休めるがごとし」を示している。ただ「山人」でなく「田夫」とあるので、真名序の「大友黒主歌、古猿丸大夫之次也。頗有逸興、而体甚鄙。如田夫之思花前也」も念頭にあったと思われる。もつとも仮名序でも真名序でも評の趣旨は変わらない。○四条大納言公任卿 藤原公任。九六六—一〇四一。○十あまり五つがひの歌を合せ 公任が『十五番歌合』（『前十五番歌合』）を撰んだことを言う。この歌合は、歌合形式の秀歌選で、一〇〇七年から一、二年の間の成立と推定されている。時代不同の歌人三十人の秀歌各一首を選んだ十五番の歌合で、左に貫之以下の歌人の歌、右に躬恒以下の歌人の歌を配置する。○みそちあまり六つがひの歌人をたたかはしめ 平安朝歌合大成本では「三十あまり六の歌人をたたかはしめ」。公任が「三十六人撰」を撰んだことを言う。これは歌人を番えた秀歌撰で、一

〇〇九年以後數年間の成立かと言われる。三十六人の歌人の秀歌百五十首（人麻呂・貫之ら六人は各十首、家持・赤人ら三十人は各三首）を選び、作者単位で番えている。〇九しなの歌をさだめたり 公任が『九品和歌』（『和歌九品』）を撰んだことを言う。『九品和歌』は和歌を九種の等級に分けて例歌を挙げ説明した歌論で、一〇〇九年以後の成立かと推定されている。和歌を上品・中品・下品に分け、この三種を各上・中・下に分けて合計九品とする（例歌は各品二首で計十八首のうち、『古今集』によったと思われる歌が十一首で最も多い。上品上の歌は「詞たへにして余りの心さへあるなり」と説明され、上品中の歌の説明と併せて見ると余情が重視されているようである。〇さかひにいりいらざる程をしらるるものなり この新編国歌大観本（中大図書館蔵伝飛鳥井雅綱筆本を底本とする）の本文によると、（評者が）高い境地に達しているか否かの状態を（他者が）知りうるものである、の意と思われる。ただし平安朝歌合大成本（加持井御文庫本を底本とする）の本文は「さかひにいりいらざる程をしらざる物也」とあって、これは、（歌が）高い境地に達しているか否かの程度を（評者が実は）知らないものである、の意であろうか。また群書類従本ほか幾つかの本（平安朝歌合大成に示される）には「さかひに入らざるほどにしらざるもの也」となっていて、これは、（評者が）高い境地に達していないために歌の優劣を知らないのである、の意であろうか。この三種類の本文は、それぞれ一応意味が通じるようであるが、いずれにしても「歌のよしあしをいふにつけて」に続く言葉であるから、歌のよしあしの判定について前に述べた言葉と整合する内容の本文をより妥当なものとするべきかと思う。その点から言えば、前に「よしとはいかなるをいひ、あしとはいづれをさだむべし」とは、われも人もしるところにあらざるものなり」と述べている趣旨に合う本文としては、「……しらざる物也」（平安朝歌合大成本、群書類従本等）の方がより妥当ではないかと思われる。

【考察】 俊成はここですす、和歌の優劣を判定する客観的な基準が見いだされなことを言い、次にそのことを和歌の評価の歴史に触れて述べている。

歌は……よしとはいかなるをいひ、あしとはいづれをさだむべしとは、われも人もしるところにあらざるものなり。

これは和歌の優劣を判定する客観的な基準が見いだされないという現状の認識を、まず判をする前提として示したものであらう。そして以下、そのことに關して古代からの和歌評價の歴史を顧みて述べている。その場合、『万葉集』はあまりにも古いとして当面触れることをせず、『古今集』を「歌のもと」としてとり上げ、その序の六歌仙評を例に引き、撰集に際して多様な歌の姿を価値的に区別しなかったと見られる点を指摘する。次に、公任による評價に言及し、特に公任が『九品和歌』（『和歌九品』）で価値の上から和歌を分類した点について、疑問のあることを控え目な言い方ながら述べているようである。最後に現代の批評に触れた部分は、伝本によって本文の異同が著しいが「注」で検討したように、現状では和歌の価値判定の客観的な基準をもたない点を言って、冒頭に記した現状認識を再説したと見るのが妥当ではないかと思う。

このような和歌の価値判定の客観的な基準が見いだしにくいという俊成の見解は、建久八年（一一九七）の『古来風体抄』の次の言葉にも読みとれるであらう。

ただこのうたのすがたことばにおきて、よしのがはよしとはいかなるをいひ、なにはえのあしのあしとはいづれをわくべきぞといふことの、なかなかいみじくときのべがたく、しれる人もすくなかるべきなり。（上、初撰本）

歌のよしあしの判断の基準に關して、ほぼ同様の考えを記していると思うが、表現に微妙な違いもある。『御裳濯河歌合』の場合、

われも人もしるところにあらざるものなり。

とあるのに対して、『古来風体抄』では、「いみじく説き述べがたく」と言うとともに、しれる人も少なかるべきなり。

とも言っているのは、歌のよしあしは客観的に説明することは困難で、それを理解する人も少ないとするものである。これは逆に考えると、歌のよしあしを理解する人が少数ながらいることを言っており、おそらくその理解者として俊成は自分自身を意識しているのであろうかと思う。すると『御裳濯河歌合』で歌のよしあしは自他ともに知るところでないとするのは、これと違うことになるが、多分それは文章の表面だけのことで、『古来風体抄』の文面からうかがわれる俊成の本音は、『御裳濯河歌合』の場合も同様であったのではないか。ただ伊勢の神にささげられる西行の自歌合に加判する立場にある俊成としては、自信を表わすと受けとられそうな言葉を極力避け、自分の批評が客観的な根拠などないことを強調して記したのではないかと思う。

(2) 抑、歌合といふ物は上古にはありけむを、しるしつたへざりけるにや。亭子のみかどの御時よりぞ

しるしおかれたれど、或時はかちまけをつけられず、あるをりは勝負をば付けながら判の詞はしるさしるされず

ず。(大成)村上御時天徳の歌合よりぞ判のことばはしるされて後、永承承暦等の内裏の歌合ならびに私の家

にいたるまで、かちまけをしるすことに成りになり。(これによりて……及ぶまで大成ナシ)これによりて今の世に及ぶまで、あるは仏寺に

よせて結縁と称し、あるは霊社によせて神威をかりて、つがひをむすび判をうけしむるあひだ、かつはいまの愚老にいたるまで、かたのごとくふるきあとをまなびつつ、およばぬ心にまかせてかちまけをさだむる事、すでにかずなくなりけむ。